

# お知らせ

## 児童扶養手当・遺児手当の現況届を提出してください

八月は現況届提出月です。提出を必要とする方には、届出用紙を送付しました。現況届を提出されない場合は、手当の支給が停止されますので、早急に提出してください。

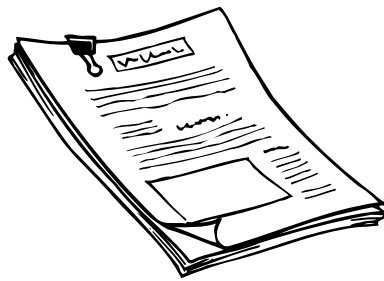
十八歳以下（十八歳到達年度の末日）の児童を養育しているひとり親家庭の方で、一定の条件を満たせば手当を受けることができますが、手当は支給されません。

- ・ 父、母、児童が公的年金給付を受けることができるとき（児童扶養手当のみ）
  - ・ 児童が入所施設などに入所または里親に依託されているとき
  - ・ 児童が父または母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されているとき
  - ・ 受給資格者および扶養義務者の前年の所得が一定額以上あるとき
- 提出先・問い合わせ先 住民福祉課 社会福祉係 ☎(48)1111 (内226)

## 所得状況届・現況届の提出をお忘れなく

次の各手当を受給している方は、引き続き手当を受けるために、所得状況届、現況届の提出が必要です。期日までに提出してください。  
対象手当

- ・ 愛知県在宅重度障害者手当
  - ・ 特別障害者手当
  - ・ 障害児福祉手当
  - ・ 経過的福祉手当
  - ・ 特別児童扶養手当
- 提出期限 九月十日(金)
- 提出先・問い合わせ先 住民福祉課 社会福祉係 ☎(48)1111 (内226)



## 耕作放棄地対策協議会設立

国（農林水産省）では、農地の有効活用を目的として、耕作放棄地再生利用緊急対策を実施しています。六月二十九日、阿久比町地域耕作放棄地対策協議会を設立しました。

地域協議会の構成  
阿久比町、阿久比町農業委員会、愛知県知多農林水産事務所、JA あいち知多、愛知用水土地改良区、町農業関係団体の代表者  
地域協議会の業務  
再生実施計画の策定、再生方法の

- 検討、農地（耕作放棄地）の所有者と引き受け手の調整
- 再生・利用事業の補助
  - 再生事業 三万円・五万円／十アールまたは事業費の二分の一
  - 土壌改良 二万五千円／十アール
  - 営農定着 二万五千円／十アール
  - 営農基盤・施設の整備等 事業費の二分の一

補助には一定の条件があります。高齢や仕事などの理由により、農地の耕作・管理ができず、耕作放棄となっている農地のある方は、ご相談ください。

再生実施計画を作成するにあたり、農地の所有者や農業者に意向調査などをお願いすることがありますので、ご協力ください。

問い合わせ先 地域協議会事務局（産業課内） ☎(48)1111 (内235)

## 水稻共済加入農家の方へ

水稻共済加入農家で被害が発生している方は、損害評価野帳に必要事項を記入のうえ、被害の届け出をしてください。

損害評価野帳は各地区の損害評価員から、被害田の分だけ受け取ってください。

損害評価（被害調査）の前に収穫された場合は、共済金支払いの対象とならない場合があります。被害田の届出先（野帳提出先）

- 各地区の損害評価員提出期限
- 極早生種 九月一日(水)
  - 早生種以降 九月二十四日(金)
- 問い合わせ先  
知多地区農業共済事務組合 ☎(20)7811  
阿久比町役場産業課 ☎(48)1111 (内235)



## 職場のトラブルで悩んでいませんか

解雇、配置転換、賃下げ、いじめなど労使間のトラブルで悩んでいる方は、愛知労働局の総合労働相談コーナーまでご相談ください。

問い合わせ先  
半田総合労働相談コーナー ☎(21)1030  
HP <http://www.aichi-rodo.go.jp>